

使用ティーイングエリア

6,583 ヤード パー72

Hole	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	Total
Yards	360	499	159	348	538	420	186	420	353	3,283
Par	4	5	3	4	5	4	3	4	4	36
Hole	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17	No.18	Total
Yards	379	177	378	376	476	391	198	389	536	3,300
Par	4	3	4	4	5	4	3	4	5	36

追加のローカルルール

1. コース内のアウトオブバウンズ（ローカルルールひな型 A-4）

No.16 ホールのプレー中、白杭により定められるそのホールの右側（No.13・No.14 及びNo.17 ホール）はアウトオブバウンズである。

これらの白杭はNo.16 ホールをプレー中は境界物である。他のすべてのホールに対しては、それらは動かせる障害物である。

2. ドロップゾーン（ローカルルールひな型 E-1）

プレーヤーの球がNo.6、No.7、No.15 ホールにあるペナルティーエリアの中に球がある場合（見つかっていないが、球がそのペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実である場合を含む）プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で：

- ・そのプレーヤーは規則 17.1 に基づき救済を受けることができる。
- ・追加の選択肢として、そのプレーヤーは元の球か別の球をドロップゾーンにドロップすることができる。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

3. プレー禁止区域（ローカルルールひな型 E-8.1）

電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。プレーヤーの球がプレー禁止区域の中や上にある場合、またはプレー禁止区域がプレーヤーの意図するスタンスやスイング区域の障害となる場合、規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。

4. キャディ（ローカルルールひな型 H-1.1・2）

プレーヤーはラウンド中、キャディを使用してはならない。

※なお、プレー形式は乗用カート・セルフプレーとする。

5. 練習（規則 5.5b）

プレーヤーはハーフターン待ちの間、練習グリーンでパッティングの練習をすることができる。ドライビングレンジ及びアプローチ練習場で練習をすることはできない。

規則 5.5 の違反の罰：一般の罰

違反がホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。

ギャラリーの皆様へ

本競技ではNo.1・No.10 ホールのティーイングエリア付近、No.9・No.18 ホールのパッティンググリーン付近で観戦することが可能です。コース内は立ち入りできませんのでご了承ください。

競技委員長